附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成七年郵政省令第十七号）は、廃止する。

○総務省令第九十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送（第三条―第八条）
第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条・第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

第二章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送

（適用の範囲）

第三条　この章の規定は、地上基幹放送局（地上基幹放送試験局を含む。）を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

（主搬送波の変調）

第四条　主搬送波を変調する信号は、周波数変調とする。

2　主搬送波を変調する信号は、主チャネル信号（左側信号と右側信号との和の信号（以下「和信号」という。）又は標準テレビジョン放送の音声信号をいう。以下同じ。）、副チャネル信号（左側信号と右側信号との差の信号その他の音声信号（和信号を除く。）により音声信号副搬送波を周波数変調した信号をいう。以下同じ。）及び制御チャネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の受信の補助のために伝送する信号をいう。以下同じ。）により制御信号副搬送波を振幅変調した信号をいう。以下同じ。）から成るものであって、別表に示す周波数配列によるものとする。

3　主チャネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、（±）二五kHzとする。

4　副チャネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、ステレオホニック放送を行う場合にあっては（±）二〇kHz、ステレオホニック放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあっては（±）一五kHzとする。

5　制御チャネル信号による主搬送波の最大周波数偏移（振幅変調波の包絡線の最大振幅時における周波数偏移とする。）は、（±）二kHzとする。

（副チャネル信号）

第五条　副チャネル信号の周波数帯域は、一六kHzから四七kHzまでとする。

2　音声信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準方式」という。）第十条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の二倍とする。

3　音声信号副搬送波の最大周波数偏移は、（±）一〇kHzとする。

（主チャネル信号及び副チャネル信号の特性）

第六条　左側信号又は右側信号の入力端子に信号を加えた場合、第四条第三項に規定する最大周波数偏移に対する主チャネル信号による主搬送波の周波数偏移の割合と前条第三項に規定する最大周波数偏移に対する音声信号副搬送波の周波数偏移の割合は、同一の値とし、かつ、その最大値は、五〇パーセントとする。

2　左側信号の入力端子に信号を加えた場合の主チャネル信号による主搬送波の周波数偏移の極性と音声信号副搬送波の周波数偏移の極性は、同一とする。

3　主チャネル信号は、副チャネル信号に対して二〇マイクロ秒の遅延特性を有するものとする。

（音声信号）

第七条　音声信号は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

（制御チャネル信号）

第八条　制御信号副搬送波の周波数は、標準方式第十条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の三・五倍とする。

2　制御チャネル信号は、連続して送出するものとし、その制御信号は、ステレオホニック放送を行う場合にあっては九八二・五Hz、ステレオホニック放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあっては九二二・五Hzの正弦波とする。

3　制御チャネル信号の変調度は、六〇パーセントとする。

第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送

（適用の範囲）

第九条　この章の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局を含む。第十四条を除き、以下同じ。）を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

（主搬送波の変調）

第十条　主搬送波を変調する信号は、多重副搬送波（標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。）及び電力拡散信号とする。

（音声信号）

第十一条　音声信号の送出には、第二音声チャネル、第三音声チャネル又は第四音声チャネル（標準方式第十九条第三項に規定する第二音声チャネル、第三音声チャネル又は第四音声チャネルをいう。）を使用するものとする。